

平成 27 年度

定期監査等結果報告書

(生涯学習課)

豊前市監査委員

第1 監査の概要

1. 監査の対象

生涯学習課

2. 監査の範囲

平成27年度 (平成27年4月～平成27年12月)
財務事務並びにその他の事務の執行状況

3. 監査の期間

平成28年2月1日～平成28年3月16日まで

4. 監査の方法

生涯学習課から提出された資料及び提示のあった書類等に基づいて関係職員から実情を聴取し、関係諸帳簿の全部又は一部を抽出して、財務及び事業等に関する事務事業の執行が法令等の定めるところに従って適正かつ効率的に執行されているかを主眼として監査を実施した。

第2 監査の結果

生涯学習課における財務等に関する事務事業は、概ね適正に執行されているものと認められたが、一部の事務処理において改善、検討を要する事項が見受けられたので、これらについては適正な事務処理を行うとともに、今後は十分研鑽され、財務事務等の執行について万全を期されるよう望むものである。

なお、改善、検討を要する事項は次のとおりである。

記

1. 補助金の交付について

生涯学習課は多くの補助金を交付しているが、その内容に一部不適切と思われるものがあり、以下改善されたい。

(1) 補助金交付要綱等の整備について

地方公共団体の補助金支出根拠は、地方自治法、同施行令に規定されており、交付手続等に関する事項は豊前市補助金交付規則に定められている。また、補助金は特定の事業等を育成又は助成するために、地方公共団体が公益上必要であると認めた場合に対価なく支出するものであり、市民から徴収された税金その他の貴重な財源でまかなわれるものであることから、補助対象ごとに補助事業等の目的及び内容、補助対象経費その他必要な事項を個別に定めた根拠規定である要綱等により、法令及び予算で定めるところに従って、公正かつ効率的に使用されるように努めなければならない。

しかし、今回、補助事業ごとの要綱が定められていないものが見受けられた。これらの定めがなければ、交付決定においての判断基準が曖昧になり、適正を欠いてしまう可能性も生じかねないため、補助金交付の目的・補助対象経費・補助率(額)、自己資金（繰越金、会費、その他の収入等）の取扱い等を具体的かつ明確となる要綱等を制定されたい。

(2) 実績報告書について

補助金額の確定、事業内容及び事業効果に関する審査は交付対象団体から実績報告書が提出されることにより行われるものである。

しかし、この実績報告書の支出経費に補助金使途の所在が不明瞭なものが見受けられた。また、補助金以外の収入がある交付対象団体の場合は、各費目別の内訳において更に補助金充当分の金額仕分けがなされることにより、補助金使途の所在を明確にすることができると思われる。

よって、補助金使途の内容が明らかな実績報告書の提出を求められたい。

(3) 繰越金について

補助金は、地方自治法施行令第143条第1項第4号の規定により、当該事業の履行があった日の属する年度に支給すべきものである。

しかし、交付対象団体の收支決算書において、当該年度に余剰金が発生し、繰越金が数年度に渡り累積され、補助金を超えるものも見受けられた。補助金の剰余金は、当該会計年度において精算行為により戻入されたい。

また、補助金以外に会費収入、事業収入等により経理されている場合は、原則と

して補助金が充当される対象経費に他の収入が優先的に充当可能かどうかを充分検討された上で剩余金を精査し、戻入金額を決定されたい。

なお、補助金が補助目的に従って使用されているか、交付条件が遵守されているか及び交付内容に応じた補助効果が確保されているかなど、実績報告等を精査し、各団体の財政力等を勘案したうえで、交付対象団体の収入形態の如何を問わず、繰越金額が補助金額と同等かそれ以上の場合については、補助金額の節減を検討されたい。

2. 契約事務について

(1) 隨意契約について

地方公共団体における契約の締結は、一般競争入札が原則であり、随意契約は政令で定める場合に該当する場合のみに実施できるものである。

また市では、平成 19 年 6 月 1 日付で、豊前市随意契約ガイドラインを制定し、随意契約に係る運用について周知を図っているところである。

今回の監査では、決裁書類に随意契約の適用条項の記載がないもの、また、適用条項の記載はあるが適切でないもの、理由が記載されていないもの、見積りの方法が不適切なものなどが散見された。

随意契約は、施行令第 167 条の 2 第 1 項の各号に該当する場合に限って実施できるもので、いわば契約の例外的取扱である。そのため、随意契約を行う場合は、更新時も含め、複数の業者から適切な見積りを徴すると共に施行令 167 条の 2 第 1 項第 1 号から第 9 号までの法的根拠と随意契約を行う客観的理由を起案文章に明確に記載されるよう努められたい。

(2) 長期継続契約について

長期継続契約とは、法第 234 条の 3 の規定に基づき条例で定めたものについて、債務負担行為を設定しなくとも複数年契約を締結することができるものである。

今回の監査において、決裁書類に長期継続契約とする旨、根拠、理由、契約期間全体の契約金額の記載がないもの、また、契約書において、長期継続契約である記載のないもの、翌年度以降における解除条項が規定されていないものが見受けられた。長期継続契約は、予算の単年度主義の特例であることから、決裁書類及び契約書の記載に不備のないよう十分注意されたい。

また、長期継続契約は契約の性質上翌年度以降にわたり契約しなければ事務の取扱いに支障を及ぼす役務等の提供が対象となるものであり、同一業者と長期にわたって契約を継続することから、不利な条件の契約とならないよう、採用に際しては、必要性を十分に見極めると共に、定期的に契約を見直す必要もあると思われる。

(3) 契約保証金免除について

契約書の契約保証金を免除する場合の根拠規定及び根拠書類のないものが見受けられた。契約保証金を免除する場合においては、財務規則第116条各号いずれかの要件を満たすものであることを書面等で確認し、その該当条項を契約書において明確にしておく必要がある。また、契約保証金を免除する場合は、財務規則第118条に規定されている損害を補償させる措置である違約金条項をおく必要があると思われる。適正な事務処理となるよう必要な措置を講じられたい。

3. 施設使用料について (H24指摘事項)

生涯学習課は、社会教育の分野を管理しており、体育施設・文化施設・公民館施設と多種多様で行政の中で最も多くの施設を管理する部門であり、多くの市民が利用しており、その利用については、条例・規則により手続及び利用料金等が定められている。

施設ごとに月報により利用人員と利用料金が納入され例月調定されているものの調定額が領収書による調定とされていた。使用料の未納の有無、利用人員を適正に把握する上からも施設使用料調定は、施設使用許可申請書に記載された使用料に基づき調定されるように改められたい。

また、利用許可申請や利用料の徴収事務については、条例や規則に沿った運用がなされるべきであるが、異なる対応が見受けられるので適正な対応に改められるよう要望する。

なお、市民サービスを行う観点からも、現行の条例や規則の内容が不合理なものについては、運用で対応することなく、条例や規則の改正をもって対処すべきものと考える。